

2024.12.1 改訂

セーフティネット保証6号の認定を受けられる方 (取引金融機関の破綻)

【セーフティネット保証6号】

破綻金融機関と金融取引を行っていたことより、借入の減少等が生じている中小企業者を支援するための措置です。

【認定の条件】

本店の所在地(個人事業主の方は主たる事業所)が葛飾区にある中小企業者で次に該当する方。

破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている方。

【必要書類】

- ① 認定書 1部(区 HP からダウンロード、または経営支援係窓口にあります。)
- ② 登記簿謄本 1通(法人のみ必要、発行日から3か月以内のもの)
- ③ 決算書類一式 または 確定申告書
- ④ 破綻金融機関との取引が確認できる資料(金銭貸借契約書、借入償還表等)
- ⑤ 郵送用チェックシートと返信用レターパック(郵送で申請する場合に必要)

【申請方法】

認定を受けるには、郵送または直接持参(要予約)により受付けます。

＜郵送＞ 郵送により申請した場合の認定書の返送先は、認定事業所あてです。

・送付先 〒1250062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか内
葛飾区 産業観光部 産業経済課 経営支援係

＜直接持参＞ 事前に必ず予約の上、お越しください。中小企業診断士が面談し要件を確認します。

電話:03-3838-5556 午前8時30分から午後5時まで

- ・面 談 場 所 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか1階 産業経済課 相談室
- ・面談(開始)時間 午前10時から午後4時まで

【お問い合わせ先】

葛飾区 産業観光部 産業振興課 経営支援係

電話:03-3838-5556

～ 平日の午前8時30分から午後5時まで ～

様式第6

中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

葛 飾 区 長 あて

(申 請 者)

住 所

名 称

代表者氏名

(金融機関名)

私は、.....が、破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

(金融機関名)

.....に対する借入

(金融機関名)

令和 年 月 日 から令和 年 月 日までの.....に対する
借入額

円

認 定 第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

葛飾区長 青 木 克 徳

(注)信用保証協会への申込期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(注)金融機関の名称を記入する。

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行う必要があります。